

(3) 母親が家庭から出て働く場合が多くなり家庭教育に缺陷を生ずるばかりでなく、家庭愛の點にも缺けることとなり、他に慰安を求め勝ちになる。

(4) 急に収入が増加したため、乃至は現金を入手することとなつたため、ついでに方面へ出入して浪費することとなる。これは少年工の高賃銀の最も大きな悪質の誘惑であると云はれる。併しまた反對に父兄の出征、物價の騰貴のため家計が不如意になり小遣錢に不足して犯罪に走ることもあらう。

(5) 警察官の應召のため警察力が不足することも一原因であらう。

(6) 教師の應召による手不足も數へられる。

(7) 少年工と雖も可なり長の労働時間、労働強化の下に働くのであるからその疲勞を醫すために刺戟を求め、知らず識らず不良化する。

(8) 經濟上、思想上社會の變動激しく、それが少年工の思想・心理に影響を及ぼすことも擧げられる。

(9) 交通の混雜、電力不足の結果も數へられる。

(10) 更に工場急擴張の時代であるから、農山漁村の國民學校出の生々しい少年工に適正なる勞務管理者の不足、住宅の不足、缺陷、健全なる娛樂機關の不足の事實は至る所に見られる。

さて青少年工不良化防禦の對策如何と云ふに、

(1) 青少年の啓發、教養、訓練、監督に直接當るもの、即ち教師、職長、勞務管理者、舎監の質的量的向上が望ましい。従前の自由經濟時代の企業利潤本位では現下の勞務管理は運行できぬ。それでは現下の青少年を引つ張つて行くことはできぬ。監督不行届が彼等の犯罪原因の最も大なる原因であるから凡ゆる種類の監督陣の整備・強化は何としても不可缺である。

(2) 希望を有する青少年工であるから、彼等には光を與へねばならぬ。輝しき將來を約束し、絶望、自暴自棄に陥らしめてはならぬ。それには彼等の技術的訓練、向上により基幹工への途を拓いてやらねばならぬ。いついつ迄も下積みの單能工、未経験工に終らしむることは不良化への導因を成す。なほ勤勞精神の昂揚、時局職業教育の認識の必要なるは

云ふ迄もないが、技術向上を通じて爲されることが効果的であり望ましいと思はれる。

(3) 高賃銀、現金収入のため犯罪への誘導が助長されること多きは否まれないから、それに對する對策は必要であらうと思はれる。餘りの高賃銀は賃銀統制令で制限せられることになつてゐるが、各種の手當などがあつて、實收賃銀の相當高額に昇るものもあるらしい。併し一般的には高賃銀を愛ふほどのものは洵に寥々たるもので、適正賃銀に届かないものも、この物價騰貴の折柄なれば、可なりあるらしい。現金を保管する、貯蓄せしむる、支途を明にする、一定程度以上に本人に現金を持たしめぬ等々も一方法であらう。

(4) 健全なる娛樂機關の必要が少年工の不良化を防ぐ有力なるものであることは、最近の密集工場地帯に於ける新設工場に於て殆んど青少年工に適應せる娛樂設備の缺如してゐることから判断できる。

(5) また住宅の整備、わけでも寄宿舎制度の完備は何よりも必要であらう。少年工の不良化も寄宿舎制下に在るものゝ方が下宿に在るものより總じて少ない。

(6) 最後に己に不良化に陥つた少年工に對しては刑事政策上、社會政策上適切なる保護

處分の加へらるべきは當然である。愛の法律と云はれる少年法のいよいよの實施が望ましい。

(四) 青少年労働者に労働移動多きこと、並びに勤続期間の三ヶ月以内の者にわけても甚だしきことは労働移動問題の章下に於ても見て来たところであるが、そしてその防止策についても己に論じて来たところであるが、特に茲に再び挙げたいことは、青少年工に對する勞務管理を改善・強化すること、中級工、基幹工への躍進の希望を有たせ、それが途を適當に拓いてやること、適正労働に留意してやること等々は彼等の移動防止策として最も重要なことではないかと思はれる。

また青少年工の適正労働も大いに問題であると思ふ。變化のある仕事をしたい、もつと大きな仕事をしたい、他の職種に移りたい、等々の希望、不満のうちには未だ勝手を知らず氣儘なものもあらうが、生産技術の餘りの分化、單純なる仕事の反復の下で單能的分業工の仕事にばかり没頭せざるを得ない所では仕事に對する不平、不満は尤であることが多い。彼等の創意性への熱意、彼等の適正労働に對しては適當なる考慮を拂ふべきである。

少年工の長労働時間が如何に肉體的消磨に導くかは云ふ迄もない。保護工は工場法で最長十一時、總動員法に基く就業時間制限令では機械器具工場に於ける保護工以外の職工の就業最高時間を十二時間と定めてあるが、政府は昭和十五年三月三十日附地方長官宛通牒に於て二十歳未満の就職後三ヶ月を經過せざる者の就業時間を一日十時間と限定した。勿論法令でないから處罰規定は伴はない。更に休憩時間、夜間労働、週休制等に關してもそれぞれ規定してある。併し青少年工の労働力の保持・培養に關聯して、労働時間のもつともつとの短縮(例へば八時間)その適用範圍の擴大、その法的規制が要請さるべきではないかと思ふ。

終りに青少年工の技術的訓練、養成、その機關等々については熟練工の章下に若干述べるところがあつたのでこゝでは觸れないで置く。

- 1) 今岡健一郎『學生勤學報告記』(帝大新聞昭和十六年十二月一日)
- 2) 不破武夫『輓近の少年犯罪に就いて』(法政研究一一ノ二)

(註) 昭和十五年三月三十日附未經験の保護及指導

の方針に關する地方長官宛通牒 (厚生省)

(一) 未經験工ノ保護及指導ノ方針

工場ニ於ケル未經験工ニ對シ格別ノ保護、指導ヲ加ヘ初期ニ於ケル労働力ノ損耗ヲ防止シ健全ナル産業人ノ育成ヲ圖リ以テ長期ニ亘ル生産力ヲ維持増進スル爲左記ニ依リ適當ナル指導ヲ加ヘ所期ノ目的達成ニ努ムルコト

記

一、未經験工ノ範圍

未經験工トシテ保護指導スベキ者ハ二十歳未満ノ者及女子ニシテ工場ニ雇傭セラレタル後三月ヲ經過セザルモノトスルコト

二、未經験工ノ労働時間

- (一) 工業主ハ未經験工ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ就業セシメザルコト
- (二) 工業主ハ未經験工ニ對シ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、(五)ニ依リ就業時間ガ十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ就業時間中ニ設クルコト

- (三) 工業主ハ未經驗工ニ對シ成ルベク深夜ニ於テ就業セシメザルコト
 - (四) 工業主ハ未經驗工ニ對シ成ルベク週休制ヲ採用スルコト
 - (五) 災害事故又ハ軍需品ノ生産ニ付特ニ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキハ (一)ノ就業時間ヲ延長シ (三)ニ拘ラズ深夜ニ於テ就業セシメ又ハ (四)ノ週休制ニ依ラザルコトヲ得ルコト
- 三、未經驗ニ對スル指導

- (一) 未經驗工ヲ雇傭スル工業主ハ指導者ヲ定ムルコト
 - (二) 指導者ハ未經驗工ノ作業及生活ノ指導誘掖ニ任ジ、特ニ産業報國精神ノ徹底ヲ圖リ危害豫防並ニ衛生ニ關スル知識ヲ授クルコト、前項ノ指導ハ成ルベク就業時間ニ於テ行フコト
 - (三) 指導者ハ未經驗工ノ適性ヲ觀察シ作業配置ヲ考慮スルコト
- 四、未經驗工ニ對スル衛生上ノ保護

- 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場ノ工業主ハ未經驗工ニ對シ左ノ措置ヲ講ズルコト
- (一) 未經驗工ノ健康状態ヲ明カナラシムル爲雇入ノ際、又ハ就業スルニ至リタル後速ニ健康診断ヲ實施スルコト
 - (二) 健康診断ノ結果疾病ニ罹リ其他健康状態ガ特ニ保護ヲ必要トスル者ニ對シテハ爾後毎月一回健康診断ヲ行フト共ニ療養、勞働ノ輕減其ノ他衛生上必要ナル保護ヲ加フルコト

(II) 安全教育要綱

一、安全ニ關スル基本方針

- (1) 重大ナル國家的使命ヲ擔當スル産業人ナリトノ信念ノ下ニ作業安全化ニ努力スル様指導ヲ爲スコト
- (2) 災害發生ノ物的及人的原因ニ關シ其ノ理解ヲ深メ正確ナル安全思想ノ涵養ヲ圖ルコト
- (3) 安全装置ノ尊重ト安全規律ノ遵守ヲ勵行スルコト
- (4) 安全公德心ノ養成ニ努ムルコト
- (5) 工場法ニ規定スル禁止業務及工場危害豫防及衛生規則ニ關シ當該工場ノ作業ニ於テ注意スベキ事項ニ付充分ナル教育ヲ爲シ其ノ徹底ヲ期スルコト

二、職場ノ整頓ニ關スル注意

- (1) 通路ノ整頓ヲ勵行スルコト
- (2) 材料、工具、製品、屑物ノ整頓及正確ナル積ミ方ニツキ教示スルコト

三、職場内ノ通行ニ關スル注意

- (1) 常ニ正規ノ通路ヲ通行シ且通路ノ危險性除去ニ努メシムルコト
- (2) 物體飛來ノ虞アル作業場、特殊危險物ヲ取扱フ作業場、騒音、震動、有害光線、粉塵等ノ多キ作

業場ヲ通行スル場合ノ注意事項ヲ教示スルコト

四、服装ニ關スル注意

- (1) 災害ノ原因トナリ易キ服装ニ付充分ナル警告ヲ爲スコト
- (2) 工作機械ニハ手袋ヲ禁スヘシ 手袋使用ニ關スル注意事項ニ教示スルコト
- (3) 作業ニ適應セル帽子ノ着用ヲ勵行スルコト
- (4) 作業ニ適應セル履物ノ使用ヲ勵行スルコト
- (5) 物體飛來、有害光線等ヲ防禦スルニ適應セル眼鏡ノ使用ヲ勵行スルコト

五、原動機ニ關スル注意

- (1) 當該工場ニ於テ使用スル原動機ノ危險性ト之ニ附屬スル安全装置ノ性質ヲ理解セシムルコト
- (2) 原動機ノ運轉開始時ニ於ケル注意事項ヲ教示スルコト
- (3) 動力ニ原因アル災害ノ發生シタル場合ニ於ケル原動機ノ處置方法ニ付テ必要ナル訓練ヲ爲スコト

六、動力傳導装置ニ關スル注意

- (1) 動力傳導装置ノ危險性ヲ理解セシムルコト
- (2) 遷帶装置ノ構造ト之ガ安全ナル使用ニ付必要ナル事項ヲ教示スルコト

(3) 掃除、注油、検査、修繕等ノ作業ニ關シ注意事項ヲ教示スルコト

(4) 運轉中ノ動力傳導装置ニ調帶ノ取附ケ取外シヲ爲スコトノ危險ナル性質ヲ理解セシメ安全ナル操作ニ付訓練ヲ爲スコト

七、製造加工用機械ニ關スル注意

(1) 當該工場ニ於テ使用スル機械ノ全般ニ亘リ危險性ノ存在スル箇所ヲ理解セシメ、特ニ危險性大ナルモノニ付テハ充分ナル知識ヲ授クルコト

(2) 自己ノ擔當スル機械ノ保全管理ニ付責任ヲ自覺セシムルコト

(3) 機械ノ操作ニ關スル最モ安全ニシテ能率ナル標準動作ヲ説示シ特ニ危險ナル動作ニ付特別ノ注意ヲ與フルコト

(4) 機械ノ故障ヲ發見シタルトキニ採ルベキ適當ナル處置方法ヲ教示スルコト

(5) 急停止装置ヲ備フル機械ノ操作ニ付特別ノ訓練ヲ爲スコト

八、揚重運搬用機械ニ關スル注意

(1) 當該工場ニ於テ使用スル揚重運搬用機械ニ付其ノ危險性ヲ理解セシムルコト

(2) 揚重運搬用機械ノ取扱者ニハ制動装置、自働停止装置等ニ付充分ナル知識ヲ授クルコト

(3) ロープ、チェーン、シヤツクル、フック等ノ補助用具ノ安全ナル使用方法ニ關シ必要ナル事項

ヲ教示スルコト

- (4) 信號方法ニ付充分ナル訓練ヲ爲スコト
 - (5) 揚重物體ヘノ便乗、許容重量ノ超過等ノ危険動作ニ付充分ナル警告ヲ爲スコト
- 九、重量物取扱ニ關スル注意

- (1) 重量物ヲ取扱フ共同作業ニ關スル注意事項ヲ教示スルコト
 - (2) 運搬車使用ニ關スル注意事項ヲ教示スルコト
 - (3) ウインチ、チェーンブロック、滑車等ノ使用ニ關シ必要ナル知識ヲ授クルコト
 - (4) 挺子、ジャッキ等ノ補助用具ノ使用ニ關シ必要ナル訓練ヲ爲スコト
 - (5) 重筋作業ニ於ケル危険ナル作業動作ニ付充分ナル警告ヲ爲スコト
- 十、高所作業ニ關スル注意

- (1) 梯子ノ安全ナル使用ニ關スル注意事項ヲ教示スルコト
 - (2) 作業臺上ノ作業、階段ノ昇降ヲ安全ナラシムル爲ニ必要ナル設備ニ付教示スルコト
 - (3) 腰綱ノ使用方法ニ付充分ナル訓練ヲ爲スコト
 - (4) 高所作業ニ於ケル危険ナル作業ニ付充分ナル警告ヲ爲スコト
- 十一、工具ニ關スル注意

- (1) 工具ノ安全ナル使用方法ニ付充分ナル訓練ヲ爲スコト
- (2) 工具ノ點檢ニ必要ナル事項ヲ教示スルコト

十二、電氣ニ關スル注意

- (1) 當該工場ノ使用電壓ニ應ジ感電豫防ニ必要ナル知識ヲ授クルコト
- (2) 電氣設備ノ故障ヲ發見シタル場合ノ正確ナル處置ニ關シ必要ナル事項ヲ教示スルコト
- (3) 可搬電氣機械及器具ノ安全ナル使用ニ付必要ナル知識ヲ授クルコト

十三、高熱物ニ關スル注意

- (1) 高熱物ヲ不用意ニ放置スルコトヲ充分警告スルコト
- (2) 熔融金屬、高温度ノ油類、多量ノ高熱液體等特ニ危険ナル高熱物ノ取扱ニ關スル注意事項ヲ教示スルコト

十四、危険、有害性料品類ニ關スル注意

- (1) 作業ニ關聯シテ發生スル火災爆發及傷害事故ニ付充分ナル知識ヲ授クルコト
- (2) 移送、製造及加工設備等ノ正シキ取扱方法ニ付指導スルコト
- (3) 藏置、廢棄處分方法ニ付指導スルコト
- (4) 火災爆發豫防竝ニ除害施設ニ付正確ナル知識ヲ授クルコト

(5) 散逸、漏洩ニ對シテハ其ノ急報スベキ場所及指揮者ヲ知ラシメ併セテ可能ナル臨機措置ノ範圍ヲ指導スルコト

十五、火災、爆發時ニ於ケル注意

- (1) 火災又ハ爆發ノ起リタル場合其ノ急報スベキ場所及指揮者ヲ知ラシメ置キ併セテ可能ナル臨機措置ノ範圍ヲ指導スルコト
- (2) 消防設備ノ配置ヲ知ラシメ且其ノ取扱方法ニ關シ充分ナル指導訓練ヲ爲スコト
- (3) 避難通路、避難場所及避難設備ノ使用ニ關スル指導訓練ヲ爲スコト

(II) 衛生教育要綱

一、疲勞恢復ノ基本方針

- (1) 就職當初ニ於ケル肉體的疲勞及精神的疲勞ヲ恢復スル爲ニ充分ナル休養ヲ採ラシムルコト
- (2) 休憩時間及休日ニ疲勞ヲ累加セシムルガ如キ行動ヲ爲サザル様指導スルコト
- (3) 終業後ノ餘暇ハ疲勞恢復ニ利用シ早寝ヲ勵行シ睡眠時間ヲ少クトモ八時間以上ト爲ス様指導スルコト

二、榮養及體育ニ關スル注意

- (1) 筋肉勞働ニハ充分ナル食量ノ他、糖類、ビタミン、食鹽等ヲ充分ニ攝取スル様指導スルコト

(2) 工場體育ニ關スル理解ヲ與ヘ之ヲ適度ニ勵行スルコト

三、職業病ニ關スル注意

- (1) 危険有害ナル業務ヲ伴フ工場ニ於テハ職業病ニ關スル知識ヲ授クルコト
- (2) 職業病ノ豫防施設タル遮蔽装置、吸引装置等ノ機能ヲ妨ゲザル様指導スルコト
- (3) 保護具ノ質性ヲ理解セシメ之ガ使用ヲ勵行スルコト
- (4) 鉛中毒、アニン中毒等ヲ豫防スル爲身體ノ清潔、洗手、入浴ヲ勵行スルコト
- (5) 藥物ニ因ル結膜炎ヲ豫防スル爲洗眼ヲ勵行スルコト
- (6) 高熱作業ニ於ケル熱射病ヲ豫防スル爲水及食鹽ヲ攝取スル様指導スルコト
- (7) 瘰癧ヲ豫防スル爲指頭ノ創傷ノ消毒ヲ勵行スルコト

四、救急處置ニ關スル注意

- (1) 急性中毒發生時ニ於ケル應急處置方法ヲ指導スルコト
- (2) 負傷ノ場合ニハ救急用具及材料ニ依リ應急處置ヲ施シタル後醫師ノ手當ヲ受クル様指導スルコト
- (3) 負傷ニ對スル應急處置トシテ少クトモ次ノ諸項目ニ付指導スルコト
 - (イ) 切創、刺創ハ先ヅ沃度丁幾ヲ以テ局所ヲ充分ニ消毒シタル後繃帶スルコト

- (ロ) 大出血ニ對シテハ止血帶ヲ使用スルコト
 - (ハ) 火傷ニハ油ヲ塗布スルコト
 - (ニ) 強酸ニ因ル負傷ハ重曹水又ハアンモニア水ニテ洗滌シ、強アルカリニ因ル負傷ハ硼酸水又ハ醋酸水ニテ洗滌スルコト
- 五、傳染病ニ關スル注意

- (1) 結核、トラホーム、腸チフス、赤痢等ノ傳染病豫防ニ關スル知識ヲ授クルコト
 - (2) 咳嗽アル場合、眼ニ充血アル場合、下痢アル場合、ソノ他身體ニ異常アル場合ニハ直チニ醫師ノ診察ヲ受クル様指導スルコト
- 六、健康診断ニ關スル注意

疾病ノ早期發見並ニ發病ノ豫防ノ爲進ンデ定期又ハ隨時ノ健康診断ヲ受ケシムル様指導スルコト

(三) 適性の觀察と作業配置に關する參考資料

第一種作業 體力並ニ智力ヲ必要トスル作業

技能者養成令ニ ヨル養成工	旋盤工	中グリ工	研磨工
齒切工	フライス工	機械組立工	製圖工

戰時教育

第二種作業 主トシテ體力ヲ必要トスル作業

例	壓延伸張工	鑄物工	鍛工	熱處理工
	擄鐵工	填隙工	鋌打工	製罐工
	剪斷工	板金工	金屬プレス工	銅工
	ボール盤工	平削工	形削工	自動車工
	熔接工	製材工	電線被裝工	捲線工
	撚線工	絶縁工	粗紡工	

第三種作業 主トシテ智力ヲ必要トスル作業

例	調整工	試験工	實驗工	機械試驗工
	製圖工	木型工	木工	機械試運轉工
	分析工	光學ガラス工	機械運轉工	レンズ検査工
	工具仕上工	織糸整理工	撚合絲工	

第四種作業 輕易作業

例 仕上工(小物) 塗 裝 工

檢 査 工

プレス工(小型)

寫 圖 工

(V) 本年三月小學校卒業者の就職後の輔導に關する件

(昭和十五年三月二十日、厚生省發表、第二九號)
(厚生省職業部長、勞働局長ヨリ各地方長官宛通牒)

小學校卒業者ノ就職後ノ輔導ニ關シテハ客年十月十九日職發第七二九號「小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件」通牒ヲ以テ指示致置候處本年度小學校卒業就職者ニ對シテハ左記事項ヲ實施シ就職後ノ輔導ニ關シ一層之ガ徹底ヲ期セラレ度及通牒候

記

- 一、就職後ノ輔導ノ目標ハ新職業生活ニ對スル精神並身體ノ順應ニ關スル指導保護ニ置キ之ガ實施ニ當リテハ最モ退職ノ多キ就職後三、四ヶ月間ニ重點ヲ置クコト
- 二、就職地ノ府縣及職業紹介所ハ工場又ハ事業場ニ出張シテ就職者ニ付勤務並生活狀況ノ調査、精神指導、勤績獎勵等ヲ行フト共ニ工場又ハ事業場ニ於ケル輔導狀況ヲ視察シテ適宜之ヲ指導シ其ノ結果ヲ職業相談原票ニ記入スルコト

尙府縣及職業紹介所勤務ノ職業指導關係技術職員ハ能フ限り工場又ハ事業場ニ出張シテ其ノ作業方法、作業環境、所要性能者ヲ調査シ就職者ノ心理又ハ身體狀況ニ付異常又ハ罹病者ニ對スル保護方法其ノ他適當ナル輔導方法ヲ雇主ニ講ゼシムルコト

右輔導ノ結果ハ之ヲ取纏メテ厚生省並供給地ノ關係府縣及職業紹介所ニ通報スルコト

三、供給地ノ府縣及職業紹介所ハ就職スベキ少年少女ニ對シ就職ニ關スル適當ナル指導ヲ爲スト共ニ文書等ニ依リ自ラ又ハ父兄、母校ヲ通ジテ就職直後及適當ナル時期ニ就職少年少女ニ對シ勤績獎勵ノ爲激勵方法ヲ講ズルコト

四、就職地ノ府縣及職業紹介所ハ小學校卒業者ノ就職時期ニ豫メ工場關係者ヲ集合セシメ就職後ノ輔導ニ關スル協議ヲ爲シ次ノ諸點ニ考慮ヲ拂ハシムルコト

イ、新規就職者ニ對シ指導者ヲ定メ就職後ノ輔導ノ任ニ當ラシムルコト

ロ、就職時並ニ就職直後ニ於ケル少年少女ノ心理的動搖性(昂奮、沈鬱、孤獨、鄉愁、不安、不滿等)ニ對スル指導ヲ爲スコト

斯カル心理的動搖ハ就職少年少女ニ於テハ寧ろ普遍的ナル傾向ト認メラルルニ付指導者ハ個別的ノ懇談、心情調査投書函ノ設置、日誌閱覽等適當ナル方法ヲ講ジテ之ヲ發見指導スルト共ニ同郷者其ノ他適當ナル者數名ニ依リ班ヲ編成シテ各自ノ心情ヲ吐露セシムルト共ニ相互ニ激勵、慰安

ヲ行ハシメ尙異常著シキ者ニ對シテハ特殊ノ保護、指導ヲ加ヘテ他ノ者ニ對スル惡影響ノ傳播ヲ避クルコト

ハ、新職業生活ニ對スル身體的順應狀態ニ留意シ就職後數ヶ月間ノ健康狀態ニ注意ヲ拂ヒ積極的ニ體位ノ向上ヲ指導シ休日等ハナルベク郊外其ノ他衛生地帯ニテ充分運動ヲ行ハシムルコト

ニ、職種ノ振り分けハ就職者ノ退職ノ原因トナル場合尠カラザルニ付其ノ希望ト適性トノ關係ヲ考慮シ其ノ不一致ナルモノニ就キテハ適職從業ノ重要性ヲ強調スルト共ニ該當職種ニ關スル興味ヲ誘導スル等極力之ヲ指導シタル上出來得ル限り適職ニ就業セシムルコト

ホ、就職者ノ私生活ニ付テハ個別的ニ留意シ特ニ寄宿舎ノ設備ナキ場合ハ其ノ生活方法ヲモ指導シテ經濟上ノ不安ヲ除カシムルト共ニ浪費ヲ戒メ貯蓄獎勵ノ方途ヲ講ズルコト

ヘ、就職者ノ職業生活ノ狀況ニ付就職直後及適當ナル時期ニ工場並ニ就職者ヨリ之ヲ家庭、母校ニ報告文通セシムルコト

五、就職地ノ職業紹介所ハ昭和十五年六月末日現在ニ於ケル就職者ノ勤績狀況ヲ別記様式ニ依リ七月十日迄ニ工場ヨリ報告セシメ職業紹介所ノ實施セル輔導狀況ヲ同月二十五日迄ニ道府縣廳ニ報告シ道府縣廳ハ之ヲ取纏メテ同月末日迄ニ厚生省ニ報告スルコト

第八章 女子勞働問題

一 序 言

年少なる女子勞働者の我國産業（工業）の發達に貢獻するところ如何に多きかは今更云ふを俟たぬ。特に輕工業、例へば紡績、製絲部内に於けるいはゆる女工の演ぜる役割は洵に劃期的であるとさえ云へる。現在と雖も紡織工業に於てなほ八十萬内外の女子勞働者が働いてゐるのである。

しかるに今回の事變勃發後、右の輕工業部内でなしに今迄餘りその進出を見なかつた軍需關係産業、わけても機械器具工業に於ける女子勞働者の増加は、洵に目覺しいものがある。そしてそれはむろん主として未婚の青年女子であるが、昭和十六年の勞務動員計畫に於て残されたる有力なる勞務給源として取り上げらるゝに至つた。

いまその進出を量的質的に統計について見よう。量的には、

昭和十二年六月	總數	一、八五、九〇人
昭和十五年二月	〃	二、五八、三〇人
差	引	六十七萬八千四百餘人(約三六%)の増加

鑛山の女子勞務者數の増加について見れば、

昭和元年	七〇、八五三
〃 六年	二六、〇〇四
〃 十一年	二七、七八八
〃 十五年	五、五五六

更に昭和十二年七月と同十六年六月とを男女別工場、鑛山勞働者進出狀況を指數について見んに左の如し。¹⁾

事變後の男女別工場勞働者進出狀況

(昭和十六年六月現在)

窯業土石加工業	男工	女工
	共	一〇五

これで見ると總平均では十六年六月現在、男子の一六〇に對し女子九八で男子勞働者の

鑛山勞働者均業	二六	一五
總平均業	二〇	一五
其他工業	一七	一七
ガス電気水道業	一五	一〇
飲食料品製造業	九	一〇
木竹草蓐加工業	六	一〇
皮革羽毛製造業	一四	一五
紙工業、印刷業	四	六
被服類製造業	一八	一五
紡績工業	一六	一七
化學工業	一六	一〇
精巧工業	一五	一六
船舶車輛製造業	二一	一八
機械器具製造業	三五	二四
金屬工業	一五	一五

(備考) 昭和十二年七月を一〇〇とする指數、内閣統計局勞働統計より。

激増振りに較べ女子労働者の増加率は殆んど變つてゐないが、紡織工業に於ける大量的退陣があることを思へば、機械器具その他の軍需關係産業への進出が窺はれる。

次に質的に女子勞務者が如何なる職種（主として機械器見工場に於ける）に進出してゐるかを見よう。

昭和十四年八月厚生省の調査による女子勞務者の職業分布調によるに、女子労働者の著しい職種は——検査工、捲線工、仕上工、組立工、旋盤工となつてをり、更に谷野せつ女史の警視廳管下の機械工場四十五工場について調査せられた所によるに、——男子と異なる重職種、例へば旋盤工、ターレット工、フライス工、研磨工等の機械工、仕上工、鑄物工、光學ガラス工、メッキ工、塗裝工等は漸次増加の傾向に在り、また従來女子労働者には至難だと思はれてゐた熔接工、木型工にまで女子の進出が見かけられるに至つた。

とは云ふものゝ彼等は多能工的熟練工にまではなり得ず、高々一寸練習すれば出来る程度の單能工的労働者にすぎない。勿論重筋労働者にはなり得ない。

かくの如き機械工場への女子労働者進出（男子に比し十四%、戦前に比し四倍の増加）

は如何なる理由によつて齎らされたのであらうか。谷野せつ女史の擧げらるゝ左の諸理由は洵に尤であると思ふ。

- (1) 男子労働力の不足が女子進出の可能性必要性を高めてゐること。
- (2) 工業生産の發達の結果、作業の單純化が行はれ、其の仕事は従來のやうに數年の熟練を要せず、容易に女子の手でもなし得るやうになつたこと。
- (3) 女子の身體的、精神的特性が、反覆的單純作業に適してゐるところから、大量生産を立體とする軍需生産にあつては、其の労働がむしろ、能率的であること。
- (4) 女子の勤続年數が短いといふ一般的な特性から本質的には生産力擴充に對する女子の進出に不安を與へながらも、それは低賃銀派生への温床ともなり、有利であること。
- (5) 女子の就勞への關與は、大部分結婚前の補助的収入増を目標としてゐるため、一旦平常産業へ復歸の場合にも、家庭への環元が容易であり、失業への懸念が少いこと。
- (6) 時局認識普及の結果、女子の機械工業に對する關心がたかまり、愛國的優越感を以つて、集中する傾向があること。

更に機械工場に於ける女子勞働力構成の特異性を、同じく谷野女史についての調査を見るに、

(1) 年齢の若い女子が多数であること。二十歳未満の青年女子が五七% (紡織工業六八%) を占めてをり、勿論未婚女子が大部分である。既婚女子は一七、三%あり、多少筋肉的工作を含む金屬品工場や造船車輛工場になると若干の割合を増し、重筋的作业に屬する金屬製鍊工場では過半が既婚者によつて構成されてゐる。

(2) 都市出身の通勤女子が優位であること。紡績の女工が主として農村出身であり、従つて寄宿舎生活を營んでゐるに正に對蹠的である。その理由として谷野女史の擧げらるる所は頗る興味があるので次に掲げておかう。即ち、(1) 従來機械工業の發達が都市中心に行はれ、地方的分散がまだ一般化されてゐないこと。(2) 職業人口中に占むる農業人口が漸減して來てゐること。(3) 農村に於ける青年女子の勞力は、大體紡織産業に吸収しつくされてゐるため新たな女子勞力を急速に開招するためには、どうしてもこれを都市に求めねばならなかつたこと。(4) 都市では交換經濟の發達のため家庭勞力に餘剰があり、これが急速

に吸収されて行つたこと。

次に鑛山勞働者の不足對策として、薄層、殘炭以外に金屬山及び石炭山に於て廿歳以上の女子の入坑を認めることとなつた。即ち昭和十四年八月廿九日厚生省は省令二十八號を以て、『女子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫勞役扶助規則第十一條ノ二第一項ノ特例ニ關スル件』を公布し、即日實施した。

而してそれにはいくたの條件制限の下に鑛山監督局長の許可を要するのであるが、その條件・制限は左の如きものである。

- (イ) 今後新に坑内就業を許可せらるし女子は鑛夫の妻またはその他の家族に限ること。
- (ロ) 妊娠中の女子の坑内使用を禁ずること。
- (ハ) 坑内保護鑛夫に對し年二回の健康診斷をなすこと。
- (ニ) 坑内に女子を使用する鑛山に乳幼児のための保育所その他の施設をなすこと、
- (ホ) 一般的に坑内作業條件を改善するとともに休養、榮養、衛生等の方面に於いて福利施設を擴充すること。
- (ヘ) 女子鑛夫の深夜業はこれを許可せざること。

女子の坑内労働が人道に甚だ面白くないとの主旨より、薄層、殘炭を除き、折角禁止されたのに、現下の労働不足をカバーするために再びその禁を解くこととなつたのは洵に歎かましい。労働不足と人道的問題との二律背反であるが、許可条件が可なりうるさいのと、採炭方法の變化、選炭方面に於ける女子労働の必要により、その實數は多く出ないであらうと豫想された。が勿論相當に増加してゐることは事實である。左の統計で大體の所は推測できる。

本令施行の前（昭和四年六月末現在）坑内で就業する保護鑛夫は七、五六一名であつたものが、施行後には一〇、三三六名と激増した。同じく昭和十二年七月を基準として昭和十五年七月では坑内總數一九八（二十歳未満一八八、二十歳以上一九九）坑外總數一三七（同じく一六九、一二四）であり、坑内では約二倍となつてゐる。

さてかやうに女子労働が我國に於ても軍需工業部面へいよいよ進出して來たが、さきの歐洲大戰の時女子の大量的進出が見られたことは周知の事實であり、また今次の世界戦争に於て獨逸、英國、ソ聯、其他諸國共々に女子労働者の大々的なる供出、徵用が報ぜられ

てゐる。我國の如きは前に掲げた數字が示す如く、これら諸國の女子労働者の進出に比し未だしの感が深い。最後の乃至は最も有望なる労働給源として、女子労働者層——未婚女子、遊閑婦女子、既婚女子——はなほ残つてゐるのではないかと思はれる。

女子のかくの如き重工業への進出は、併し乍ら、單に戦時に限られ、我國重工業發達に即應して永續性を有し得ないのではないかと疑はれる。前の歐洲大戰後に於ける諸國の労働問題は最先に女子労働者の問題から初まり、結局その産業戦線よりの後退を餘儀なくせられたのであるが、日本も統計的に見てもその例に漏れてゐない。

嘗つての輕工業段階に在つては青少年女子労働者はその産業に於ける基幹工として、大した熟練度、技能を有たずに、——併しそれでも相當なる女子的熟練を必要としたが——我國輕工業の發達に長年月に亙り大なる貢獻をしたのであつたが、今度の重工業女子労働者はその趣を全く異にする。

重工業わけても機械器具工業に於ては、彼等女子労働者は基幹工たり得ない。何となればそれら基幹工たるには可なりの年月の修練を要する熟練工たることが必要であるが、女

子労働者は身體的にもそれ迄に至り得ず、せいぜい單能工に終るほかはなく、また長年月に亙る定着的労働者たるには社會的に制約せられてゐるからである。むしろ重筋的労働には生理的に適應しない。

それゆゑに女子労働者の重工業への進出はいくたの生理的社會的制約を受け、本則的には、さしたる永續性を持ち得ないものであることを銘記せねばならぬ。のみならず彼等の身體的社會的特性のゆゑに、工場技術的設備、社會政策的施設の點に於て特種の考慮を必要とするに於て彼等女子労働が、戦時下乃至低賃銀に非ざる場合、決して芳ばしからざるものであることを忘れてはならない。

だからと云つて彼等の進出は、戦時下労働人口の不足の折柄、必然的であり、また平時と雖も彼等に適應せる職種に於ては、彼等女子労働者の存在は當然であるから、女子労働者に對する特殊なるさまざまの労働政策、施設の實施せらるべきは自然であると云はねばならぬ。

1) 東洋經濟新報社編『日本經濟年報』昭和十六年第四輯八一頁

- 2) 谷野せつ『女子労働に關する報告』五頁
3) 〃 〃 五—六頁

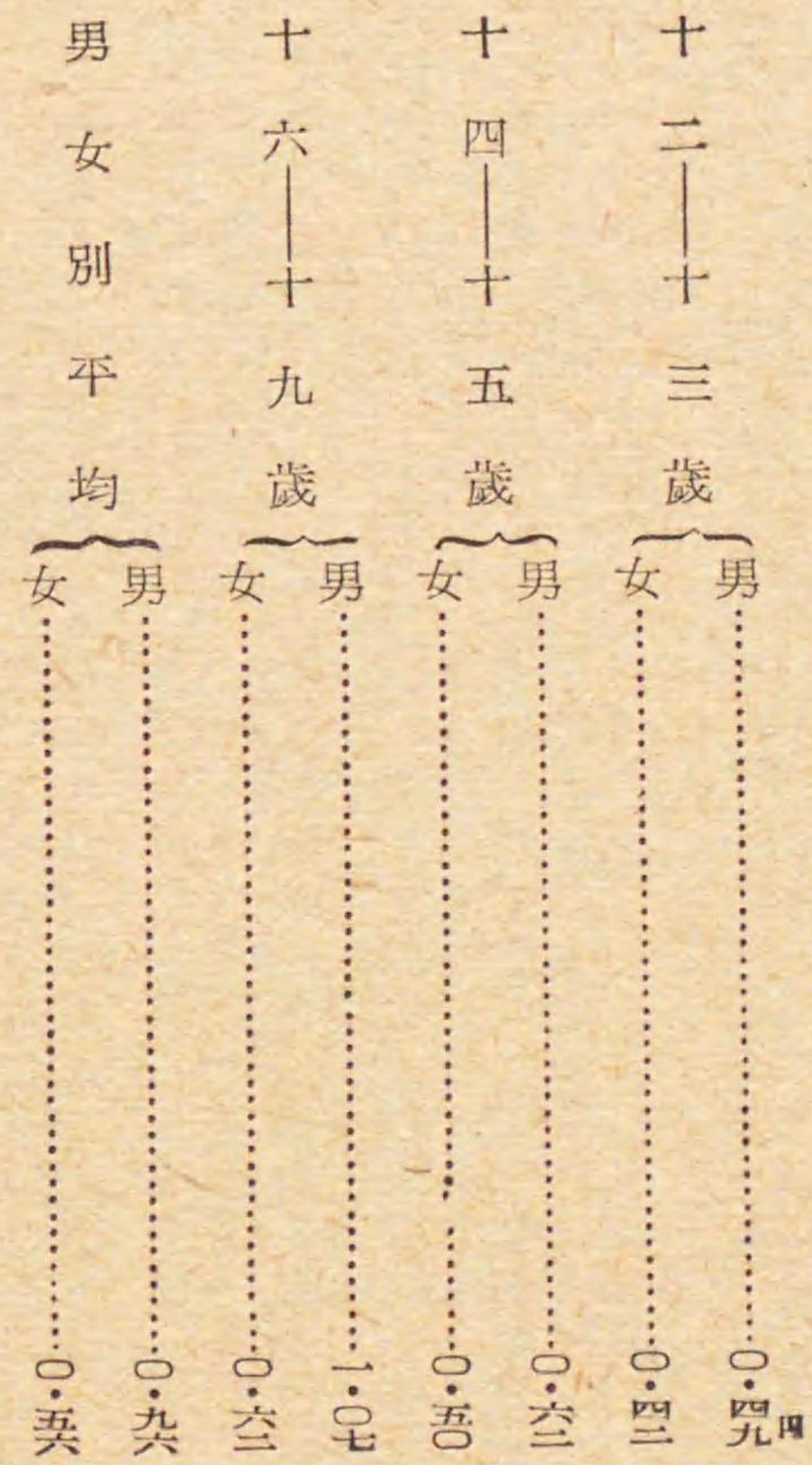
二 女子労働賃銀

次に然らばかゝる新規に進出し來れる女子労働者の労働條件わけでも賃銀の實際はどうであらうかを見ることとする。

さきにも一言した如く、今回の婦人労働者の進出は低賃銀のためではないが、それでも男子賃銀に比し甚だ低い水準に置かれてゐるのがいつも變らぬ女子賃銀の性格である。けれどもこの度の女子低賃銀については、輕工業での低賃銀とは異なり、可なり問題が含まれてゐるのではないかと思ふ。

女子賃銀が男子賃銀に比し低水準に置かれてゐることは、各國賃銀史の示すところであり、またその依つて來る原因もあるのであるが、賃銀統制令による女子賃銀公定以前に於ける我國男女子賃銀を比較對照せんに左の如し。

未成年労働者年齢別賃銀（工場）



（備考）昭和十一年第五回調査。

男女別平均が男子九六銭、女子五六銭であるから倍までは行かぬが相當の開きがある。昭和十五年九月に女子初給賃銀が公定さるゝこととなつたが、この際むろん過去の實狀を參酌して決定せられたことは云ふまでもなく、賃銀統制令下に於ける男女賃銀を見んに

左の如くである（東京その他ブロック）。

最低賃金（十二歳以上三十歳未満） 未経験労働者（十二歳以上三十歳未満） 最高初給賃金

年齢	男		女	
	最高	標準	最高	標準
十二歳以上—十三歳未満	六	五	三	二
十三歳以上—十四歳未満	九	七	六	四
十四歳以上—十五歳未満	一〇	八	七	五
十五歳以上—十六歳未満	一〇	八	八	六
十六歳以上—十七歳未満	一〇	八	九	七
十七歳以上—十八歳未満	一〇	八	一〇	八
十八歳以上—十九歳未満	一〇	八	一〇	八
十九歳以上—二十歳未満	一〇	八	一〇	八
二十歳以上—二十二歳未満	一〇	八	一〇	八
二十二歳以上—二十五歳未満	一〇	八	一〇	八
二十五歳以上—三十歳未満	一〇	八	一〇	八

右について見んに女子十二歳以上十四歳未満に於ける標準額六十五銭は男子の十二歳以上十五歳の六十五銭と同額、十三歳以上十四歳未満の七十銭とほぼ匹敵する。然るに高年齢となるに従ひ順次女子賃金は男子賃金から切り離されることとなつてゐる。例へば十八歳以上二十歳未満の女子賃金は八十五銭にすぎないが、男子十八歳乃至十九歳のそれは一圓十五銭、十九歳乃至二十歳のそれは一圓二十五銭と餘程の開きを見せてゐる。

そこでかう云ふことが云へるのではないかと思ふ。女子賃銀の男子賃銀に及ばない理由が前者が家計補助的であり家族賃銀でないこと、能率がおしなべて低水準にあること、その他等々は兎も角として、¹⁾以前の軽工業段階に在つた女子賃銀と異なり、この重工業段階に在る女子賃銀については男女子賃銀の開きをもつと縮少すべきではないかと云ふことである。女子勞務者の賃銀についての希望が主として、『十年働いても新しい人と大して變らぬやうではあまり情けない』、『女は男と異つて勤続年數の割りに給料が安いし、昇給が少いからこの點を改良して下さい』、『男のやる仕事を女がやつてゐるので、男並に待遇をよくして下さい』、(谷野せつ女史報告)等々にあるのは洵に尤のことであると思はれる。

その理由としては次の事柄が考へらるべきである。

- (一) 女子も男子と併行して同じ仕事をしてゐる。
- (二) 軽工業のそれとは異なり、重工業女子勞働は、可なりの知識、技術水準が必要である。

(三) 軽工業女子勞働賃銀は農村の零細的農民の低生活水準に置かれてゐて極端に低賃銀であり得たが、最近の重工業女子賃銀は都市の小市民生活水準に迄昇り來らねばならぬに拘はらず、従前の軽工業賃銀水準に今なほ制約されてゐる所が多い。

(四) 家計補助的賃銀型態から漸次獨立し來つてゐる。重工業勞働が尠くとも若干年月の熟練を必要とするからである。

1) 森耕二郎『社會政策要論』二八八頁以下参照

三 女子勞働者對策

女子労働者は生理的社会的に男子労働者と異なるあまたの特性を持つてゐるがために、それに對して特別の考慮を拂ふべきは當然であり、わけても女子労働力の保持・培養については單なる工場労働者としての外に社会的國家的にも特殊の留意をめぐらすべきは當然である。女子労働者の勤続年数が、漸次増加の傾加に在る今日このことの意義は益々深まつて行くと思はれる。

女子労働者の生理的社会的特性について茲に詳しく吟味してゐるわけに行かないが、最近に於ける青少年女子労働者の生理的特性として日本労働研究所の暉峻博士の擧げらるゝところによれば、

(1) 罹病率が男子より高い。特に國民病と云はれてゐる肺結核病が青年から壯年にかけての年齢に於て婦人に斷然多い。而してそれは婦人の労働と極めて密接なる關係にあると云ふ推定は多くの研究者の一致せる見解である。

(2) のみならず婦人は男子に比し罹病期間が長い。即ち婦人は總じて疾病に對する抵抗力が弱く、體組織が低いのである。

(3) 工場に働く婦人労働者の下腹部の疾病は家庭的仕事に従事する婦人より五―六倍も高い。機械工場に於て労働に従事する婦人には狹窄骨盤が三割も發見される。

(4) 今迄の統計によれば婦人は男子に比し罹病率も死亡率も高く、生命の危険にさらされること男子に比し高いに拘はらず、平均壽命は男子のに比し高い。即ち婦人は長命である。第四回の生命表では、男子の平均壽命は四二・〇六歳女子四三・二〇歳、第五回のそれでは、男子四四・八二歳女子四六・五二歳となつてゐる。併しこれを婦人労働の最近の情勢から考へると、次の生命表に於て、かゝる動向がよく維持され得るかどうか極めて疑問である。平均壽命の男女の相違は結局なくなり、男女の生命表の數字は、相接近するであらう、と博士は結論されてゐる。谷野女史の調査の結果も同様に、(1) 女子の罹病者發生割合は男子よりも高いこと、(2) 女子の平均罹病日数は男子よりも長いこと、(3) 女子の罹病率、罹病日数とも、昭和十四年は前年に比べて劣悪であること、が擧げられてゐる。

そして暉峻博士は最後にかう云つてをられる。婦人労働者對策についての意義深き警言であると思ふ。

『わが國民は既に炭山の採炭労働に婦人を出働せしめてゐるのである。乳兒をもち、二、三人もの子女を有つてゐる婦人が、炭山の勞務に従事することの必要を認め、母性の重大性に眼を蔽ふてこれをその夫の勤勞する地下の職場に送ることを認めたのである。これは相當に重大な國民的事變である。現下の國家的情勢がこれを是認してゐるのである。地下に勤勞する母性をあらん限りの誠意と慎重なる用意とを以て護ることが、國民的任務として自覺されなければならぬことを意味してゐる。婦人の身體は男子に比して抵抗力が弱く、外觀的にも纖弱に見えてはゐるが、實はその生活の中には否定し得ざる自然の強靱性がある。それは彼女の國民への奉仕の仕事であつて、國民と人類との存續する限りの大切なもの、即ち母性である。炭山作業に於ける婦人労働の擁護は、この婦人の本性に結びついてゐる二重の、一つは弱い、二つには強い、性の特質に對して、極めて剋切な方策がとられねばならぬ』

さてかくの如きさまざま特性を持つてゐる女性労働者に對しては、當然に種々の特殊労働對策が必要とせらるゝ。適正なる女子勞賃の決定、適正労働時間、休憩時間、工場と家庭との矛盾克服、適正労働（重筋労働、立ちつゞけ作業、有害品を取扱ふ作業、身體を動搖さす作業等々禁止）、作業場内外に於ける特別設備（換氣保温設備、保育所）、出産率低下

婦人教育等々に對し特別の考慮が拂はれ、施設が爲されねばならぬ。

最後に厚生省のこの點に對する通牒と、谷野せつ女史の調査報告の結論とを左に掲げてこの項を結ぶこととする。

(1) 厚生省 牒

- 一、工場の生活に恐怖心を持たせねやう機械や工具類につき基本的な豫備知識を與へること。
- 二、作業機具を女子に適するやう改良工夫すること。
- 三、休憩室、更衣室、食堂、便所などに特別の考慮を加へること。
- 四、安全、衛生、風紀などを考慮した作業服を選定すること。
- 五、休憩時間の配置、作業環境の採光、換氣、保温に留意し母性を保護して將來の生産力を確保すること（健康診断の勵行）。
- 六、女子の勞務係を設けて精神および肉體の指導に當らしめること。

(2) 谷野せつ女史

時局下、女子労働の問題を貫く本質は、結局生産力擴充に對する女子能力の活用と、母性の完成とを、如何に調和よく實現させてゆくかに要約されると思ふが、この觀點から、再び女子労働の現状を

ふりかへつてみるならば、其處には、次の數個の課題の投げられてゐるのを認めないわけにはゆかない。

- 一、女子に不適當な職種の限界を定めること。
 - 二、女子に負擔の重い作業に就いては作業條件を考慮すること。
 - 三、養成訓練を充分に行ふこと。
 - 四、女子の働かせ方を合理的に組織だてること。
 - 五、母性の完成に必要な教養施設を實踐せしむること。
 - 六、女子の指導者を設けること。
 - 七、戰場以外の生活についても、休養、榮養、娛樂等につき指導すること。
- 1) 谷野せつ『女子勞働に關する報告』四二三頁

第九章 轉失業問題

一 序 言

中小商工業の轉失業問題は今次事變の進展による我國産業の再編成の要請、統制經濟の進行に伴ひ愈々深刻なる場面に直面するに至つた。他方我國軍需産業が從來依存し來れる勞務給源はすでに涸渴し、新らしい給源を求めざるを得ないこととなつたが、この中小商工業の轉失業者こそその最も有望なるものとして新に取り上げらるゝこととなつた。茲にいさゝか勞務給源としてこの中小商工業の轉失業問題を論じ、その整理・統合に伴ふ社會政策的意義にも併せて觸れて見たいと思ふ。

我國中小商工業の轉落及び救済の問題は事變前と雖もなかつたわけではないが、事變後我國戰時經濟體制の進展に伴ひ益々重大性を加ふるに至つたものである。即ちすでに昭和

十二年九月『輸出入臨時措置令』以後その最初の徴候を見せ始めたのであるが、翌十三年六、七月頃より第一回物資動員計畫の樹立を契機として、物資の使用禁制が愈々擴大せられ、鐵鋼、非鐵金屬、ゴム、皮革、綿絲などを初めとして三十三品目の重要物資の使用が禁止、制限され、それに伴ひ各種の配給統制規則が実施さるゝに至り、茲に第一回の戦時轉失業問題が勃發することとなつた。のみならず輸入制限に伴ふ輸出の減退が自らこの問題を促進したことは争はれない。かくして離職するもの、離職する危険あるものは、平和産業の工業労働者に於て約八十萬、商店従業員、自動車運轉手などに於て約五十萬、合せて約百三十萬の多數に昇つたと推定された。而してそれが對策としては從來の諸機關を動員するに止まり、特に新規の機關を創設するに及ばなかつたのであつて兎も角第一回の轉失業對策は大きく社會問題化するまでもなく、漸次解消し終つたのであつた。

然るに歐洲第二次戦争の勃發について、昭和十五年の七・七禁止令の發令は我國商工兩部門に對し深刻なる影響を及ぼしたるのみならず、重點主義統制の強化は、軍需關係産業と雖も弱小中小工商業の整理、統合を促進せざるを得ぬ。そこへ三國同盟、高度國防國家

建設の段階はこの問題に拍車をかけることとなり、我國中小工商業再編成の問題は、物資不足、配給統制、金融の引締り、低物價政策等々一聯の強化策の具體化と共に、更に、新に、重大なる意義を以て再登場し來つたのである。

而して中小商工業の轉失業問題は、我國産業の再編成、中小商工業の再出發を意味するのであるが、問題自體は兎も角轉落に瀕せる中小商工業を如何にして救濟するかは社會政策的問題を包含すると同時に、他面これら部門に於ける商工業者並びにその従業者を如何にして軍需關係産業へ轉出せしめ、以て軍需産業の要請せる労働人口の充足に適應せしめんとする産業政策的乃至労働政策的意義を併せ持つてゐる。即ち新労働給源の最も有望なるものとしての中小商工業者及びその従業者の問題である。更にはまた我國産業努力の再編成の問題である。

その間いくたの経緯があつたと云へ、以前の轉失業問題に於ては左程に積極的に轉失業を強要するとは行かなかつたが、今次の轉失業問題に在りては、我國産業の再編成、輕工業、雜品工業、中小商業から重工業への名の下に、極めて積極的に努力轉移を行ひ、

以て高度國防國家建設への一翼に參せざるを得ざるものが當に中樞的課題である。厚生省が轉失業對策の基本方針を『當に從來の失業對策施設を擴充すると云ふことでは無意味であり、進んで高度國防國家建設のための産業再編成に合致する職業轉換に導かねばならぬ。』としてゐることは洵に尤ものことと云はねばならぬ。

大東亞共榮圈の確立の將來に於ては、我國輕工業の維持・擴充が、重工業のそれと共に、促進されざるを得ないことは我國産業の一特種性として認めざるを得ない。重・輕工業の同時的、均衡的發達こそ、東亞共榮圈樹立の將來に在りて、當に問題であるであらう。

併し乍らその時と雖も輕工業は從來の企業經營様式にとゞまり得ない、即ち大ざつばに云へば、従前の我國中小工業的企業經營様式を超えざるを得ないことを銘記する必要があるであらう。

二 中小商工業及びその轉失業の情勢

先づ最初に我國中小工業の比重を統計について見ることにする。

(一) 日本工業に於ける中小工場數及それが全體に對する割合

業種	内五人以上三十人未滿使用工場		三十人以上百人未滿使用工場		百人以上二百人未滿使用工場		二百人以上使用工場	
	數	(%)	數	(%)	數	(%)	數	(%)
紡織工業	三、〇八六	(八三・二)	三、四三八	(三三・二)	七五五	(一五・五)	八五	(二・九)
金屬工業	九、三七〇	(八四・一)	一、三六一	(三・三)	一六	(〇・一)	二〇八	(二・九)
機械器具工業	一四、三七一	(八二・三)	二、三三三	(三・五)	四五〇	(一〇・七)	四七	(一・一)
窯業	四、〇四一	(八三・九)	五六	(一・三)	二七	(〇・六)	七三	(一・九)
化學工業	四、七〇五	(七六・五)	九六	(一・五)	二四三	(五・九)	二四〇	(六・一)
製材及木製品工業	九、九七	(九三・九)	五三	(一・五)	五	(〇・一)	一九	(〇・五)
印刷及製本業	三、五五五	(九〇・〇)	三六	(一・八)	四五	(一・一)	三六	(〇・九)
食糧品工業	一五、七五	(九三・〇)	九五	(一・五)	一五	(〇・四)	六	(〇・一)
ガス及電氣業	六四	(九一・八)	三	(一・五)	七	(一・三)	九	(一・三)
其の他の工業	二、三三五	(九〇・九)	八九	(七・三)	一四	(一・一)	八〇	(一・七)
計	九、六六一	(八六・〇)	二、五〇三	(二〇・三)	二、一六五	(一七・四)	二、〇三四	(一・八)

(備考) 商工省調昭和十三年工場統計表に依る。

(二) 中小工場に使用されつゝある職工の全體に對する比重

(昭和十三年現在)

業種	五人以上三十人未満使用工場		三十人以上百人未満使用工場		百人以上二百人未満使用工場		二百人以上使用工場の職工數	
	人	%	人	%	人	%	人	%
紡織工業	二九、七九〇(三三・五)		一七、〇〇〇(一七・五)		一〇三、五〇〇		四八三、六三三(四九・五)	
金屬工業	九一、五三三(二四・三)		六四、〇三六(一七・〇)		二七、三五一		一九四、五六六(五・五)	
機械器具工業	一四一、五五〇(一六・五)		一六、〇二六(一三・五)		三三、三三八		五四〇、五七七(六・八)	
窯業	三三、二五八(二九・七)		三三、一五〇(三五・八)		一六、五五九		三〇、三八一(二八・八)	
化學工業	四四、三〇三(一三・七)		四七、四六四(一四・七)		三三、七三九		一九、七二〇(六・二)	
製材及木製品工業	七六、一三六(六・九)		三六、〇九三(三・九)		六、四九七		五、〇九一(四・五)	
印刷及製本業	三〇、五五九(四・二)		一五、一三四(三・八)		六、〇四五		一一、八四〇(一・八)	
食糧品工業	一一〇、七四三(五・二)		四〇、八六六(三・四)		一六、六五九		三三、四七〇(二・八)	
ガス及電氣業	五、一五〇(四九・〇)		一、九〇四(八・一)		八八三		二、五八一(四・五)	
其他の工業	九〇、三三九(四・四)		四三、八三三(三・〇)		一九、四三四		四一、九九九(二・六)	
計	八四一、二八九(六・二)		五五二、五〇〇(七・二)		二九一、七七四		一、五五九、八八八(四七・〇)	

(備考) 商工省工場統計表に依る。

右の統計數字によれば、常時職工五人以上三十人以下使用せる工場數は全工場數に對して八六%の高位比率を示してをり、三十人以上百人未満の職工を使用する工場のそれは一〇・二三%を示し、兩者合はせると實に九六・二三%となる。これらの工場に於て使用される職工總數は、併し乍ら、前の工場數ほどの比重を示してゐない。即ち常時使用職工五十人以上三十人未満の工場に働く労働者の總數は八十四萬一千人で、全體の二六%に當り、三十人以上百人未満の工場數のそれは五十五萬二千人で、一七・二%にすぎない。併しての兩者の合計は四三・三%となり、中小企業労働者のために比重は依然として高い。右の統計以外に常時使用職工五人未満の工場が少くとも五十萬以上存在すると云はれる。中小商業者については適當なる數字がない故茲には省くこととする。

この中小工業の業主及び従業者の合計は歴大なる數字を示すのであるが、このうちいくばくの要轉業者があるかは、數字的に示すことは困難であるが、その相當の部分を占めてゐることは明らかである。

昭和十三年六月二十三日(物動計畫)政府の失業者豫想約百三十萬(平和産業の工業労働

者約八十萬、商店従業員、自動車運轉手などに於て約五十萬)であつたが、同年九月末日現在では三十七萬千七百七十七人、而して昭和十五年五月現在では六萬四千人となり、非常なる好成績を収めたこととなつてゐる。(尙ほ發表されたる戦時失業統計はまちまちであつて實數は明らかではない)。

三 轉 失 業 對 策

さて右の如き中小商工業の轉失業對策を如何にするかについては、當局に於てそれぞれの機關を動員、銳意その對策の實施に腐心しつゝあるのであるが、先づ第一回の失業對策について一言することとする。

第一回の轉失業の場合には、從來の保護一點張りの對策から積極的なる轉失業對策へと進むこととなり、商工省に轉業對策委員會、厚生省に失業對策委員會を設置し、職業紹介所を動員するとともに職業輔導所を設けた。併し大體に於て大げさなる新らしい機關を創設せず、既設機關を利用する立前であつた。そして兎も角も十五、六萬人の新らしい職業

を見出し、僅か一ヶ年間にその殆んど大部分を解散し終へた形になり、一應の成功を見たのである。

當時とられたる厚生省の轉失業對策の方針は左の如きものであつた。

一、工場労働者 纖維染織などの平和産業には尢大な失業が豫想されるので(イ)労働時間短縮による失業防止従來の操業短縮は一部労働者の解雇によつて行はれたが、今回は出来るだけ解雇を禁じ、その代り全部の就業時間を短縮して『失業の均等化』を圖る(ロ)轉業の斡旋―操短や閉鎖の豫想される工場には豫め轉業可能者を選別し或は一步進んで青年労働者などには工場に於て技術教育を行はせ轉職に備へさせる(ハ)技術教育―やむを得ず轉職の途次に一時離職するものは或る程度の家公共團體の補助によつて生活を保障し技術教育を施す(ニ)歸農―主に婦人労働者の場合であるが、農村出のものは成るべく歸農し農村労働力の補充に當らせる。

二、商店従業員、自動車運轉手 大部分青少年であるから前記の青年労働者の場合に準じて必要な場合は技術教育を施して軍需産業への吸収を圖る。

三、職人 銑職、靴職その他相當の技術をもちながら原料製品制限のため職を失ふものも相當多いと豫想されるが、年齢體力などの點から工場労働者への轉換は困難である。この場合代用品の發見、

獎勵によつて務めて従來の技術を生かす。

四、小商店主 多少とも資産を持つから失業は漸次的であるが、轉業の可能性は少い上扶養者が多いから最も深刻な問題が豫想されてゐる。この場合には家族の徒食者を動員して就職させ或は内職を指導し或る程度の援助を與へて救護する。以上の方法によつても轉職指導をなすことの出来ない體力劣弱者、老年者に對する對策としては授産救護法、社會事業團體などで救濟する方途が考へられてゐるが厚生省としてはこの種の方途は全く救貧事業の對象として今回の轉換對策の本筋から省き、數からいつても極く少數に限られるものと豫想してゐる。

次に然らば第二回の轉失業對策は如何なる方向に進みつゝあるかと云ふに、政府はこの問題がいよいよ重大性を加へ來るに鑑みいち早く對策を樹立し、周知の如く失業對策機關として次の三つを創設(乃至擴充)した(昭和十五年十月二十二日の定例閣議に於て)。

(一) 國民職業指導所 従來の國營職業紹介所と商工相談所を合體し、今迄の役割のほかに職業轉換の勸奨、相談、指導、勞務の配置に當らせることとした。

(二) 國民勤勞訓練所 勞働の質的轉換——軍需關係産業への適正勞働の訓練を擔當せしむるもので、東京、奈良の二ヶ所に設置さる。

(三) 國民厚生金庫 資本金二千萬圓、營業用資産の管理又は處分の引受け、貸付、負債の肩替り等々を爲す。

右の三つの新設機關を以て政府は第二回の轉失業を解決せんとするのであるが、例によつて仲々進行がはかどらない様子である。而して右諸機關を通じて犠牲的中小商工業者、従業員をして大體左の諸方面に向はしめん方針であるが、勿論軍需産業への轉職が最先に、重點的に勸奨さるべきことになつてゐる。また(4)の女子の家庭的歸還などは今や問題たり得ない。

- (1) 軍需産業。
- (2) 滿洲移駐。
- (3) 海外移民(支那、南洋)。
- (4) 女子の家庭への歸還。
- (5) 歸農。
- (6) 土木事業。

而して政府はこれら中小商工業の整理・合同を主として工業小組合、有限責任會社に依つて思ひ切つて行ふと云ふ立前になつてゐる。

さてこの回の轉失業對策に關しての指向方針としては、(一)社會政策的か、(二)産業政策的勞働政策的か、の二つの途があると思はれるのであるが、もともと我國の産業の再編成に即應すべき對策こそ當に問題なのであるから、何と云つても二の産業政策方針を第一とし、傍ら社會政策的考慮をも併せ拂ふと云ふのが妥當ではないかと思ふ。我國産業の再編成、それに基づく勞力の再構造は必至の運命にあるのであるから、今次の轉失業對策はどうしても右の線に沿ふのでなければならぬ。

更に中小企業を急ぎ整理、統合して他の産業に轉移せしむべきか、維持育成すべきかについて彼れ此れの論議があつたことは周知のことである。さきの轉業諸對策が決定したところ、それは餘りに劃一的で、實情に即しないものであるとして、一部の人々から猛烈な反對を受けた結果、例の經濟新體制要綱に於ては、『中小企業は之を維持育成す。但し其の維持困難なる場合に於ては、自主的に整理、統合せしめ、且つ其の圓滑なる轉移を助成

す』との文句が附加せらるゝに至つた。従つて中小企業の整理統合、その再編成に關して政府は原則として如何なる方針、態度を持つてゐるかについて吾々はそれを明確にする事ができなかつた。

併し乍らその後の我國戰時經濟段階は右の如き曖昧なる態度を許さず、矢張り最初の方針に従ひ思ひ切り轉職、轉業を勸説せざるを得ないことゝなつて今日に來つてゐるのは周知の事實である。岸商工大臣の昭和十六年末地方長官會議席上に於ける次の説明は端的にこのことを表現してゐる。

『中小商工業の整理統合問題は從來は單に一般物資の激減に伴ふ業者の取扱數量の減少、利潤の低減から來る不可避的事實であると見られてゐたが、自分はこの問題は、(一)國內の人的物的資源の總動員、重點主義による最高能率の發揮、(二)必要方面に於ける勞働力の獲得、の二點から出發せる國民再組織の問題と思ふ。従つて業者個人として十分採算がとれてゐるからと云つて、その人は轉業しなくてもよいといふわけに行かぬ。國家全體としての利益のためさういふ人にも轉業してもらはねばならぬ場合もある云々。』

轉失業對策は右の如にして出來上つたとしても、さてそれを實行に移し、期待せる効果

を擧げんがためにはさまざまの困難が附隨するのを覺悟せねばならぬ。

(一) 轉業しようとしても業者、従業者自身生理的理由により轉業不可能の場合がある。使用人の二割は年齢、健康の點から見て、轉職は不可能であると見られ、また業者は年齢、性格、經驗、體力の點からその三分の一は轉業不可能であらうと、或る人は云つてゐる。更に社會的に多くの家族、徒弟を抱えてをり、而も長く住み慣れ、いくたの傳習に取りまかれてゐる人が新規の職を遠き地方に求めるが如きは仲々容易ではない。

(二) 平和産業より軍需産業へ轉業、轉職しようとするも、勞働の質的轉換の必要上、熟練職工は勿論單熟職工にしても相當の困難が伴ふ(例へば、西陣の職工から金屬工業、機械工業へ)。従つて國民勤勞訓練所その他に於て一定期間の訓練を受くる必要があるのであるが、なほ轉職者に對する適性勞働への嚴密なる科學的検査の必要があらう。

(三) 轉職、轉業しようとする場合、従前よりも賃銀、報酬が下がる場合が多いであらう。これまた轉職を阻む一原因を來してゐる。

(四) 轉業と云ふが我國中小商工業のうちには將來依然として中小商工業として還元せ

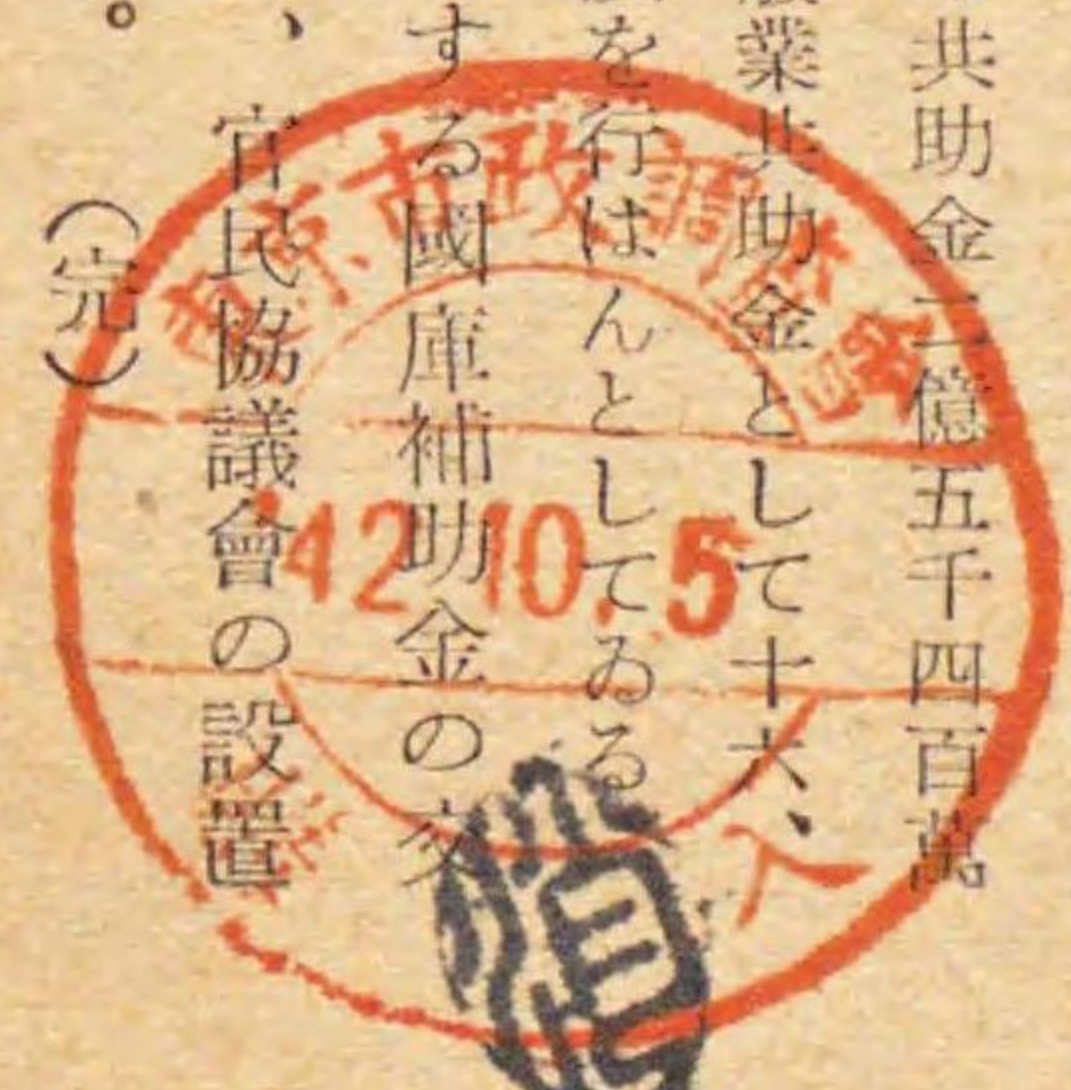
らるべきものも尠くない。主として美術工藝等々の我國固有の國民的産業とも稱すべきものである。これらは原料、資材の配給制限、禁止により傳來的なる家業を中止せしめられつゝあるが、將來はまた回復すべき可能性を有つ。この理由からして轉業を躊躇するものも多いであらう。併し兎も角還元の時期がすぐ近き將來に到來するが如きは豫想されないのであるから轉業を躊躇すべきにあらざることには云ふ迄もない。かゝる日には優先的に還元する許可を與へると政府は最近言明してゐる。また大東亞共榮圈の樹立の基礎いよいよ固まり來るにつれ、この圈内に於ける幾億萬人の日常生活要品を我國が賄ふべき負擔を荷ふとすると、輕工業、雜品業の將來はさう悲觀したものでないと云ふひともある。これまた中小工業の轉職を阻害することになる。が、かゝる時期の到來が近きに在りとは到底想像されぬところであるし、たとひ若干の還元があり得ても、恐らくその生産の機構、組織はすつかり従前とは異なるものがあらう。配給機構についても同様に云はれ得るので、中小商業の従前の水準への還元などはむしろ夢想に近いと思はれる。

終りに今次の戰時失業は平時のそれと異り、中小商工業は文字通り國家に對する犠牲産

業たる運命を擔ふこととなり、國家の最高政策により餘儀なく轉失業を強制せらるゝのであるから、國家は當然に、單に産業政策的に乃至勞務給源の一つとして、轉失業問題を取扱ふに止まらず、社會政策的に對策を樹立し彼等轉失業者に保護・救濟の手を大いに延ばすべきだとの提言があるが、洵に尤であると言はねばならぬ。産業政策的政策と社會政策的政策との同時實施こそ最も望ましいものであらう。

政府の行き方も大體さうであらうと思はれる。轉廢業者の所要資金計畫は相當甚大なるもので、商工省の發表する所によれば左の如くである。

轉廢業資金としては一定の轉廢業計畫に基づいて差當り國民更生金庫による資金引受額五億二千三百萬圓、組合等の同業者團體による資産引受額二億千六百萬圓、組合等による共助金一億五千四百萬圓、合計九億九千三百萬圓を豫定してゐる。なほこのほかに中小商工業者轉廢業共助金として十六、七兩年度を通じて約一億圓の國庫支出をなし中小商工業者の圓滑なる、再編成を行はんとしてゐる。なほ政府は國民厚生金庫の機能擴充、組合共助制度の擴充整備に對する國庫補助金の交付、國民勤勞訓練所、國民職業指導所など適當なる施設の積極的活用、官民協議會の設置、租税の減免等々に就て折角の努力と考慮を拂つてゐると言明してゐる。(元)



宮内製本

(出文協承認)
ア140051號



[書業制體濟經新]
(册五第)
策政會社時戰
(卷上)

昭和十七年八月五日印刷
昭和十七年八月十五日發行

(第一〇〇部)

定價

金壹圓五拾錢

著者 森 耕 二 郎

東京市神田區神保町一丁目三番地

發行者 富 山 房

同 所 合資會社 富山房社長

代表者 坂 本 守 正

東京市神田區三崎町二丁目十二番地

印刷者(東東四四) 加 藤 文 明

代表者 加 藤 保

發行所 東京市神田區神保町一丁目三番地 富 山 房

合資會社

電話神田(25)自二一七一至二一七八番
振替口座 東京五〇一番
會員番號 一八五二〇

配給元 日本出版配給株式會社

東京市神田區淡路町二丁目九番地

新經濟體制叢書 各卷一圓五十錢 送料五十錢

產業新體制
國際經濟
新取引所體制
經濟新體制と商業組織
東亞資源論
經營經濟體制
經濟體制と金融
交通調整合論
保險新體制
國防財政學
戰時社會政策
日本農業の再編成
統制企業論
日本貿易表の構造

大坂商大助教授 豐崎 一稔
大坂商大教授 名和 統一
大坂商大講師 柏塚 辰雄
神戸商大教授 福田 敬太郎
神戸商大教授 生島 廣治郎
神戸商大教授 古林 喜樂郎
神戸商大助教授 新庄 博
神戸商大助教授 野村 寅三郎
神戸商大助教授 白杉 三郎
九州帝大教授 三田 村一郎
九州帝大教授 森田 耕一郎
九州帝大教授 田中 耕二
九州帝大助教授 馬場 克三
九州帝大講師 吉村 正晴

新經濟體制叢書 各卷一圓五十錢 送料五十錢

東亞廣域經濟
水產新體制
東亞通貨論
*ナチス社會建設の原理
經濟學史
國際カルテル
新體制下の戰時經濟問題
製造工業會社の會計
計畫貿易論
農業新體制
產業組合新體制
經濟統制
*新配給體制

〔*既刊〕
京都帝大教授 谷口 吉彦
京都帝大教授 蛭川 虎三
京都帝大教授 松岡 孝兒
京都帝大助教授 中川 與之助
京都帝大助教授 穂積 文雄
京都帝大助教授 靜田 均
大坂商大教授 竹島 富三郎
大坂商大教授 陶山 誠太郎
大坂商大教授 尾形 繁之郎
大坂商大教授 四宮 恭二
大坂商大助教授 五島 茂
大坂商大教授 木村 和三郎
大坂商大助教授 松井 辰之助

世界經濟の轉換と建設

F・フリード著 池田林儀譯 四五判 四二〇頁

新しい世界經濟體制論の發生はドイツである。然しこの問題の研究は獨りドイツのみならずイギリス・アメリカに於ても研究が進められて來た。その中にあつて斷然異彩を放つものはフリードである。彼は「資本主義の終焉」「アウタルキー」の二著に依つて新經濟體制論の總本山となつたが、今また本書に依つて、その透徹せる理論が實に明快に我等の前に展開され、斯界の最高指標となつた。

保險學要綱

京都帝國大學教授 小島昌太郎著 三五判 三一〇頁

本書は保險の本質を解説し、これを總論的に全般に亘りて説明をなすと共に、また、各個の保險に關する説明を試みたものである。これに依りて、新しき經濟秩序の下に於ける保險と、新しく生れ出づる保險とに對し、正確な理解が得られるであらふ。

保險新體制


神戸商業大學教授 白杉三郎著 五六判 二九一頁

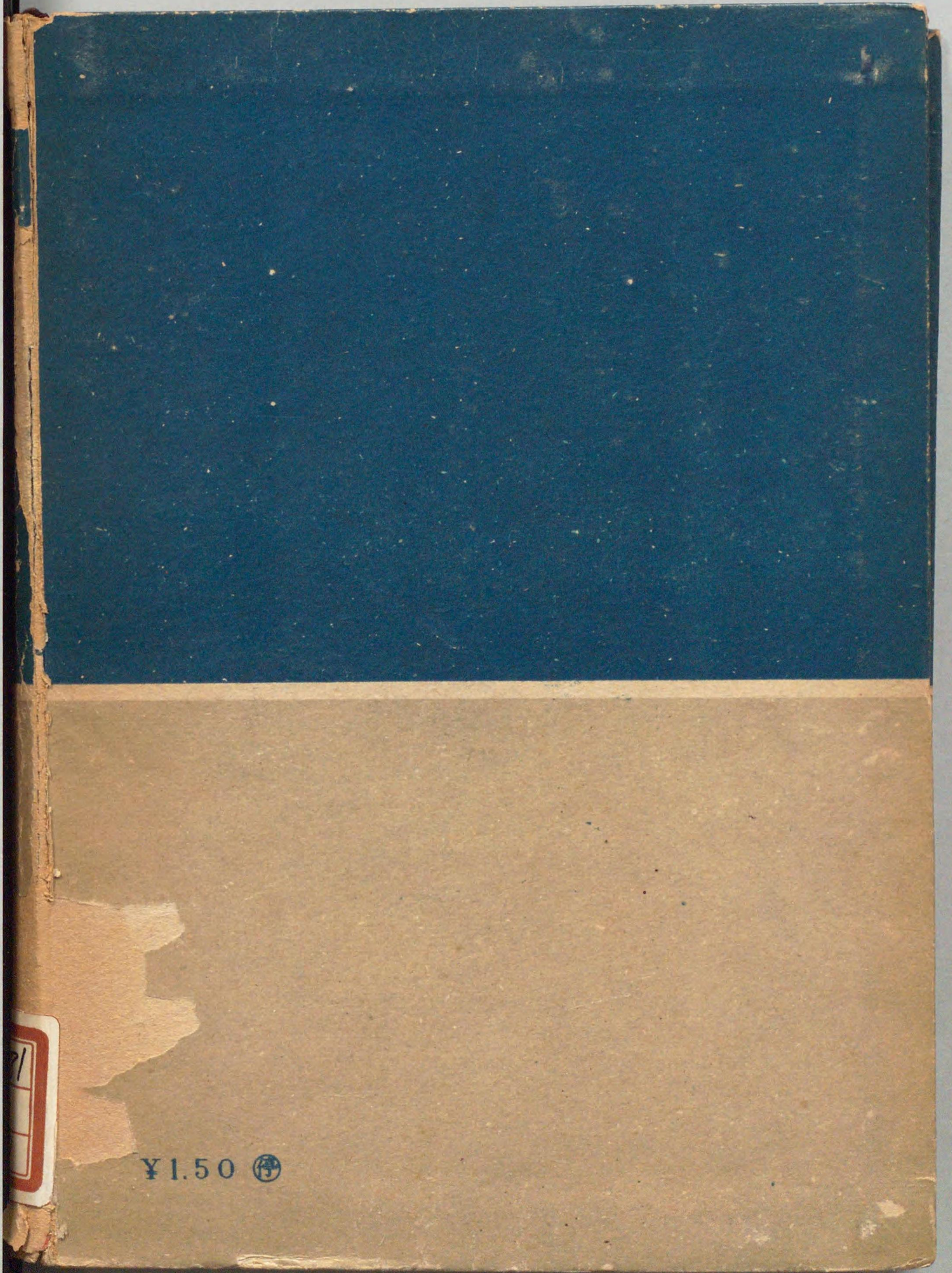
本書は經濟の特殊部門たる保險の新體制の理念及び之を實現するための要求を論じたものである。新體制に於ては、保險は單なる企業の營利の手段ではなく、又個々の保險加入者の利益の満足にのみ役立つものでもなく、國民自助の施設として國民生活の安定を通じて國民協同體の生活力を高めるに役立つものでなければならぬ。保險新體制の根本問題及び之が解決の基本方針を説いて餘蘊ない。

經濟戰爭史の研究

寺田彌吉著 五六判 二二三頁

大東亞戰爭が武力戦でありつゝも、その底に於ては、米英の經濟封鎖を以て我國をその消耗に誘導し、斯くして敗北を喫せしめんとせしことは、今日の問題である。然るに經濟戰爭の實體を剔出するといふ企は充分な研究が行はれてをせらぬ。今日の問題は經濟と經濟との間の戦といふことが重大な心事であり、經濟戦の把握を試み、以て現代の經濟戰爭に資せんとした。本書は總力戦の觀點に立ちつゝ、經濟戦の把握を試み、以て現代の經濟戰爭に資せんとした。





71

¥1.50 ㊦